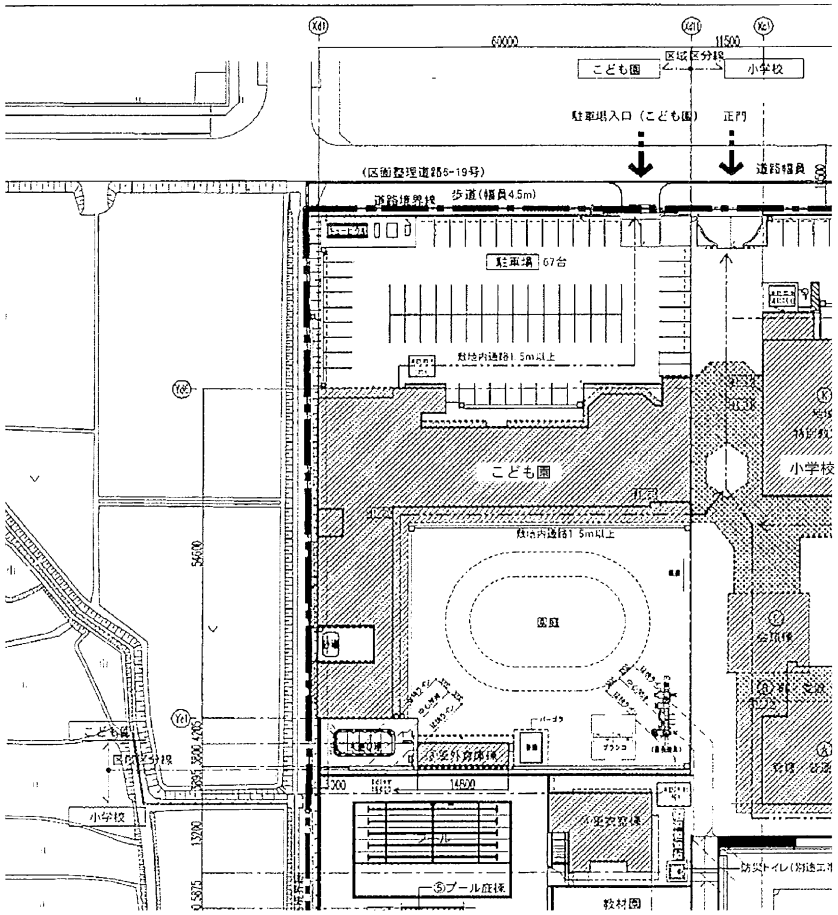

配　置　図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
換気設備	
1.(1)～(11)	機械換気設備
(12)～(23)	中央管理方式の空気調和設備
2.(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備
(9)	自然換気設備
(10)～(13)	機械換気設備
3.(1)～(9)	防火ダンパー等
4.	上記以外の検査項目等
排煙設備	
1.(1)～(10)	排煙機
(11)～(20)	排煙口
(21)～(31)	排煙風道
(32)～(52)	特殊な構造の排煙設備
2.(1)～(2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口
(3)～(32)	加圧防排煙設備
3.(1)～(6)	可動防煙壁
4.(1)～(17)	自家用発電装置
(18)～(27)	直結エンジン
5.	上記以外の検査項目等
非常用の照明装置	
1.(1)～(2)	非常用の照明器具
2.(1)～(2)	予備電源
(3)	照度
(4)	分電盤
(5)	配線
3.(1)～(4)	配線
(5)～(6)	切替回路
4.(1)～(2)	配線及び充電ランプ
5.(1)～(8)	蓄電池
6.(1)～(17)	自家用発電装置
7.	上記以外の検査項目等
給水設備及び排水設備	
1.(1)～(11)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く）
2.(1)～(7)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ
(8)～(11)	給湯設備（循環ポンプを含む）
3.(1)～(6)	排水槽
(7)～(11)	排水再利用配管設備（中水道を含む）
(12)～(22)	その他
4.	上記以外の調査項目等
防火扉	
(1)～(4)	防火扉
(5)～(15)	連動機構
(16)～(17)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目
防火シャッター	
(1)～(14)	防火シャッター
(15)～(25)	連動機構
(26)～(27)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目

こども園 ＋ 小学校

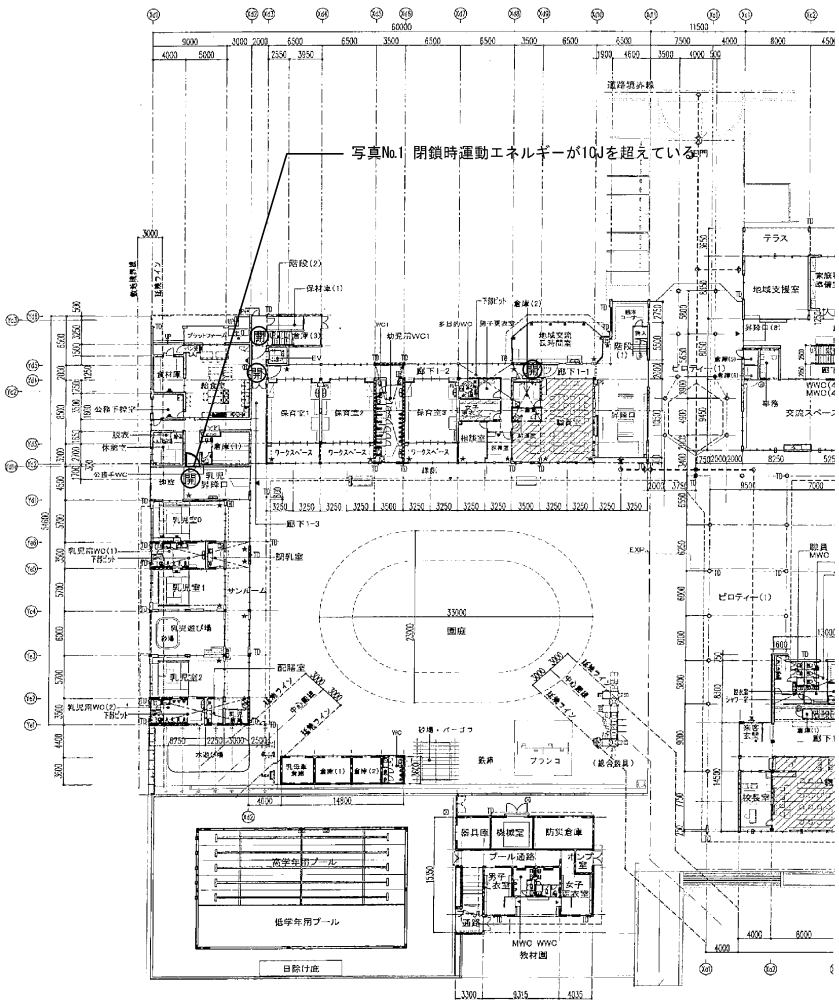

1階平面図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
換気設備	
1.(1)～(11)	機械換気設備
(12)～(23)	中央管理方式の空気調和設備
2.(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備
(9)	自然換気設備
(10)～(13)	機械換気設備
3.(1)～(9)	防火ダンパー等
4.	上記以外の検査項目等
排煙設備	
1.(1)～(10)	排煙機
(11)～(20)	排煙口
(21)～(31)	排煙風道
(32)～(52)	特殊な構造の排煙設備
2.(1)～(2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口
(3)～(32)	加圧防排煙設備
3.(1)～(6)	可動防煙壁
4.(1)～(17)	自家用発電装置
(18)～(27)	直結エンジン
5.	上記以外の検査項目等
非常用の照明装置	
1.(1)～(2)	非常用の照明器具
2.(1)～(2)	予備電源
(3)	照度
(4)	分電盤
(5)	配線
3.(1)～(4)	配線
(5)～(6)	切替回路
4.(1)～(2)	配線及び充電ランプ
5.(1)～(8)	蓄電池
6.(1)～(17)	自家用発電装置
7.	上記以外の検査項目等
給水設備及び排水設備	
1.(1)～(11)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く）
2.(1)～(7)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ
(8)～(11)	給湯設備（循環ポンプを含む）
3.(1)～(6)	排水槽
(7)～(11)	排水再利用配管設備（中水道を含む）
(12)～(22)	その他
4.	上記以外の調査項目等
防火扉	
(1)～(4)	防火扉
(5)～(15)	連動機構
(16)～(17)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目
防火シャッター	
(1)～(14)	防火シャッター
(15)～(25)	連動機構
(26)～(27)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目

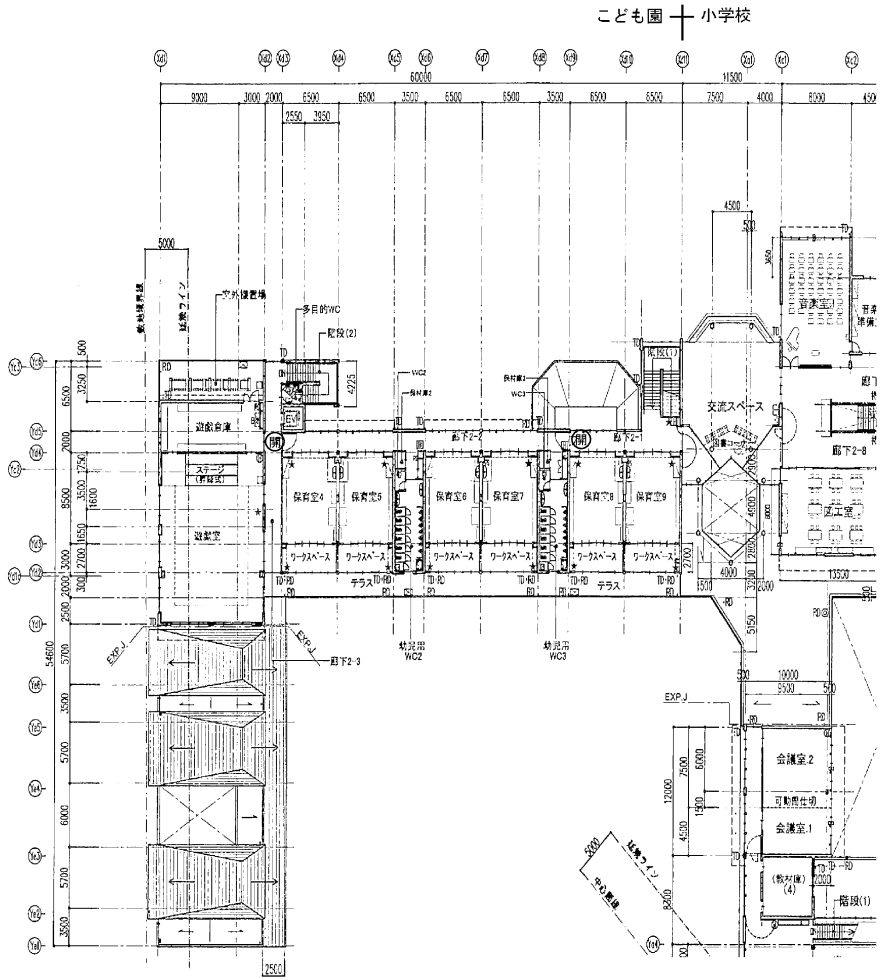

2階平面図

注）配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

番号	調査項目
換気設備	
1．(1)～(11)	機械換気設備
(12)～(23)	中央管理方式の空気調和設備
2．(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備
(9)	自然換気設備
(10)～(13)	機械換気設備
3．(1)～(9)	防火ダンパー等
4．	上記以外の検査項目等
排煙設備	
1．(1)～(10)	排煙機
(11)～(20)	排煙口
(21)～(31)	排煙風道
(32)～(52)	特殊な構造の排煙設備
2．(1)～(2)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口
(3)～(32)	加圧防排煙設備
3．(1)～(6)	可動防煙壁
4．(1)～(17)	自家用発電装置
(18)～(27)	直結エンジン
5．	上記以外の検査項目等
非常用の照明装置	
1．(1)～(2)	非常用の照明器具
2．(1)～(2)	予備電源
(3)	照度
(4)	分電盤
(5)	配線
3．(1)～(4)	配線
(5)～(6)	切替回路
4．(1)～(2)	配線及び充電ランプ
5．(1)～(8)	蓄電池
6．(1)～(17)	自家用発電装置
7．	上記以外の検査項目等
給水設備及び排水設備	
1．(1)～(11)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く）
2．(1)～(7)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ
(8)～(11)	給湯設備（循環ポンプを含む）
3．(1)～(6)	排水槽
(7)～(11)	排水再利用配管設備（中水道を含む）
(12)～(22)	その他
4．	上記以外の調査項目等
防火扉	
(1)～(4)	防火扉
(5)～(15)	連動機構
(16)～(17)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目
防火シャッター	
(1)～(14)	防火シャッター
(15)～(25)	連動機構
(26)～(27)	総合的な作動の状況
	上記以外の検査項目